

杉並区会計年度任用職員(専門職)【学習指導員】

募集案内

令和 8 年 8 月 15 日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度任用職員 (専門職)	学習指導員	週 3 日／ 1 日 7 時間 45 分	2 名程度	杉並区一時保護施設
		週 4 日／ 1 日 7 時間 45 分		

(2) 仕事内容

一時保護児童に対して一時保護期間中の学校教育の代替として、福祉職をはじめ他の職員と連携協力して学習指導を行います。児童の学習面の課題を発見し、学習意欲を引き出し、学力の向上を図っていくことにより、学校へ円滑に復帰できるよう支援します。

※ 一時保護児童の年齢は、おおむね 2 歳以上 18 歳未満です。

※ 教員等での実務経験のある科目に限らず、複数の科目の指導を行います。体育指導も含まれます。

- ① 児童への学習指導
- ② 学力に応じた教材の検討・作成
- ③ 福祉職が行う日課における学習指導への助言
- ④ 学習支援の事業の円滑な運営を行うために必要な関係者との連絡調整
- ⑤ その他付随する業務等

(3) 任用期間

令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※条件付採用期間（試用期間） 1 か月

※公募によらない再度の任用制度あり

（公募によらない再度任用の可否については、勤務実績等による能力実証を行います。）

(4) 応募資格

- ① 次のすべてに該当する方
 - a. 教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有すること。
 - b. 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業及び一時保護児童の学習指導に熱意を有すること。

- c. 小学校、中学校、高等学校等で教員として勤務した経験又は民間企業等において教育に関する実務に従事し、児童若しくは生徒に対する指導をした経験を3年以上有すること。
- d. 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有すること。

② 次に掲げる事項（地方公務員法第16条各号）に該当する方は、応募できません。

〈参考〉地方公務員法第16条各号は次のとおりです。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものの以外）は受験できません。

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、**免許証又は資格の写しを添えて**次により申し込んでください。

申込方法	申込期限	送付先・申込場所
郵送 又は 持参	令和8年8月31日（月）まで（必着） （持参の場合は土曜、日曜、祝日を除く 午前8時30分から午後5時まで）	〒166-0015 杉並区成田東4-36-13 杉並区役所分庁舎5階 子ども家庭部児童相談所設置準備課

- ※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（専門職）【学習指導員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず**簡易書留により郵送**してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。
- ※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※ 応募書類は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合否にかかわらず、令和8年9月4日（金）頃までに第一次選考受験者に結果を通知します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 （予定）	○令和8年9月7日（月）・8日（火）のうち、いずれか1日 （時間等の詳細は第一次選考合格通知にてお知らせします。） ○杉並区役所又は杉並区役所分庁舎	
方法	面接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和8年9月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

日額 14,592 円（令和 8 年 11 月 1 日（予定））

（地域手当に相当する報酬を含みます。）

- ※ 1 通勤費を支給します。（上限 1 か月 55,000 円まで）
- ※ 2 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※ 3 特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。
- ※ 4 期末手当・勤勉手当を支給します。（6 か月以上の任用期間がある場合に支給します。ただし勤務時間が 1 週 15 時間 30 分未満かつ勤務日数が 1 週 2 日以下の場合は支給対象外です。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間で、週 3 日または週 4 日勤務です。
- ◇ 勤務時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分勤務です。（休憩時間は別途 60 分）
- ◇ 公務のため必要がある場合は所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、週 3 日勤務の場合は年 4 日、週 4 日勤務の場合は年 8 日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
- ◇ 年 1 回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和 2 年度から新たに創設された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 その他

採用に当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、区は、採用条件の一つとして、特定

性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、申込書により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、ご応募ください。

なお、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

【11】 申込み・問合せ先

杉並区子ども家庭部児童相談所設置準備課（杉並区役所 分庁舎5階）

〒166-0015

東京都杉並区成田東4-36-13

T E L : 03-5307-0355

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>